

第2部 序章 第1節 計画の基本理念と基本方針（第4次障がい者計画）（P11～12）

修正後（新）	修正前（旧）
<p>1. 基本理念（略）</p> <p>2. 基本方針</p> <p><u>障がいの種別や軽重に関わらず、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活が継続でき、また、障がいがある人もない人も地域社会の一員として社会参加できるように、障がい福祉サービスの充実、権利擁護の推進、地域包括ケアシステムの構築、障がい者や高齢者にも配慮した人にやさしい福祉のまちづくりの推進等が必要であると考えます。</u></p> <p>これまでの第3次東御市障がい者計画及び長野県障がい者プラン2018*1等を参考に、次の4つの基本方針を定めました。</p> <p>◆社会的に自立し、自分らしく生きるために◆（略）</p> <p>◆人権尊重と社会参加を促進するために◆（略）</p> <p>◆共生社会を実現するために◆（略）</p> <p>◆安心して生活するために◆（略）</p> <p>-----</p> <p>*1長野県障がい者プラン2018（抜粋）</p> <p>（基本理念）</p> <p>障がいのある人もない人も地域社会の一員として、学びを通じてお互いの理解を深め、自分の力を活かして支え合う、誰もが人格と個性を尊重され「居場所と出番」のある「共に生きる長野県」を目指します。</p> <p><u>（基本的視点）</u></p> <p><u>（1）共生社会の実現を目指して、全ての県民が理解を深めあう「心のバリアフリー」を推進</u></p>	<p>1. 基本理念（略）</p> <p>2. 基本方針</p> <p>これまでの第3次東御市障がい者計画及び長野県障がい者プラン2018等を参考に、次の4つの基本方針を定めました。</p> <p>◆社会的に自立し、自分らしく生きるために◆（略）</p> <p>◆人権尊重と社会参加を促進するために◆（略）</p> <p>◆共生社会を実現するために◆（略）</p> <p>◆安心して生活するために◆（略）</p> <p>-----</p> <p><u>（追記）</u></p>

第 2 部 序章 第 1 節 計画の基本理念と基本方針（第4次障がい者計画）（P11～12）

修正後（新）	修正前（旧）
<p><u>障がいの有無にかかわらず全ての人々が、相互に理解を深め、心のバリアフリーを推進するとともに、障がいを理由とした差別や虐待を受けないよう、障がい者の権利を擁護する取組を推進します。</u></p> <p>(2)誰もが、地域で安心して暮らせる自立生活への支援</p> <p><u>障がいの種別等に関わらず地域で安心して生活していけるように、サービスの基盤整備を図り、安全で暮らしやすいまちづくりを推進します。また、切れ目ない支援ができる環境を整備するために、関係機関の連携を推進します。</u></p> <p>(3)生きがいのある、充実した生活を送ることができる社会づくりの推進</p> <p><u>障がいがある人も社会のあらゆる活動に主体的に参加し、その人らしく、生きがいのある、充実した人生を送ることができる社会づくりに取り組みます。</u></p> <p><u>（重点的に取り組む施策）</u></p> <p>重点施策1 障がいへの理解と権利擁護の推進</p> <p>重点施策2 地域生活の充実</p> <p>重点施策3 社会参加の促進</p> <p>重点施策4 多様な障がいに対する支援の充実</p>	

第2部 第2章 第1節 障がいへの理解と権利擁護の推進 (P24～27)

修正後（新）	修正前（旧）
<p>【現状と課題】 （中略） 障がい者が特別な存在としてではなく、地域で共に生活する者として尊重される ためには、市民の障がい者に対する理解を深めるための啓発活動の充実、権利擁護*2のための制度の周知や手続きの支援、社会参加の促進を図る必要があります。</p> <p>（中略）</p> <p>【施策の方向】 1～3 （略） 4. 意思決定支援・成年後見制度の推進</p> <p>(1) 障がい者が住み慣れた地域で安心した生活を送れるように、上小圏域成年後見支援センター等と連携し、成年後見制度*3の普及啓発や成年後見制度申立支援を行い、制度の利用促進に努めます。また、社会福祉協議会等と連携し、日常生活自立支援事業*4の利用促進に努めます。</p> <p>(2)～(3) （略）</p> <p>-----</p> <p>*1ノーマライゼーション 障がいがある人も無い人も平等に生活をする社会の実現を目指す考え方。</p> <p>*2権利擁護 <u>障がい者がそれぞれの生活領域（居宅、グループホーム、入所施設などにおける生活、日中活動や就労の場等）において、虐待、差別的な扱い、その他の人権侵害等から守られ、障がい</u></p>	<p>【現状と課題】 （中略） 障がい者が特別な存在としてではなく、地域で共に生活する者として尊重される ためには、市民の障がい者に対する理解を深めるための啓発活動の充実、権利擁護のための制度の周知や手続きの支援、社会参加の促進を図る必要があります。</p> <p>（中略）</p> <p>【施策の方向】 1～3 （略） 4. 意思決定支援・成年後見制度の推進</p> <p>(1) 障がい者が住み慣れた地域で安心した生活を送れるように、上小圏域成年後見支援センター等と連携し、成年後見制度*2の普及啓発や成年後見制度申立支援を行い、制度の利用促進に努めます。また、社会福祉協議会等と連携し、日常生活自立支援事業*3の利用促進に努めます。</p> <p>(2)～(3) （略）</p> <p>-----</p> <p>*1ノーマライゼーション 障がいがある人も無い人も平等に生活をする社会の実現を目指す考え方。</p> <p>（追記）</p>

第2部 第2章 第1節 障がいへの理解と権利擁護の推進 (P24～27)

修正後（新）	修正前（旧）
<p><u>理由で判断能力が不十分でない人が不利益を被ることなく、権利や尊厳が脅かされず地域で自立した生活が送れること。</u></p> <p>*3成年後見制度 認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事の判断能力が不十分な人について、権利を守り支援してくれる成年後見人を選ぶことができる制度。</p> <p>*4日常生活自立支援事業 認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事の判断能力が不十分な人の福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、書類等の預かり等の日常生活の相談及び支援を行う事業。実施主体は社会福祉協議会。</p>	<p>*2成年後見制度 認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事の判断能力が不十分な人について、権利を守り支援してくれる成年後見人を選ぶことができる制度。</p> <p>*3日常生活自立支援事業 認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事の判断能力が不十分な人の福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、書類等の預かり等の日常生活の相談及び支援を行う事業。実施主体は社会福祉協議会。</p>

第2部 第5章 第2節 障がい者計画の施策と関連するSDGsの17の目標の関係 (P59)

修正後（新）	修正前（旧）																																																																																				
<p>本計画に掲げる施策と特に関連するSDGsの目標は次のとおりであり、本計画の推進が当該目標の達成に資するものとして位置づけます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>関連するSDGsの目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">I. 社会的に自立し、自分らしく生きるために</td> </tr> <tr> <td>1 福祉サービスの充実</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 移動支援対策の推進</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 生活安定支援施策の充実</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 雇用と就労支援の強化</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">II. 人権尊重と社会参加を促進するために</td> </tr> <tr> <td>1 障がいへの理解と権利擁護の推進</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 コミュニケーション支援の充実</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 余暇活動の充実</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">III. 共生社会を実現させるために</td> </tr> <tr> <td>1 療育体制の充実</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 保育・医療・教育・福祉・労働等の連携支援の強化</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 多様な障がいへの支援</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 地域生活への移行支援</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 地域包括ケアシステムの充実</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">IV. 安心して生活するために</td> </tr> <tr> <td>1 福祉のまちづくりの推進</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 生活環境基盤整備の推進</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 保健・医療サービスの充実</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 防災・防犯対策の推進</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施策	関連するSDGsの目標	I. 社会的に自立し、自分らしく生きるために		1 福祉サービスの充実		2 移動支援対策の推進		3 生活安定支援施策の充実		4 雇用と就労支援の強化		II. 人権尊重と社会参加を促進するために		1 障がいへの理解と権利擁護の推進		2 コミュニケーション支援の充実		3 余暇活動の充実		III. 共生社会を実現させるために		1 療育体制の充実		2 保育・医療・教育・福祉・労働等の連携支援の強化		3 多様な障がいへの支援		4 地域生活への移行支援		5 地域包括ケアシステムの充実		IV. 安心して生活するために		1 福祉のまちづくりの推進		2 生活環境基盤整備の推進		3 保健・医療サービスの充実		4 防災・防犯対策の推進		<p>本計画に掲げる施策と特に関連するSDGsの目標は次のとおりであり、本計画の推進が当該目標の達成に資するものとして位置づけます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>関連するSDGsの目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">I. 社会的に自立し、自分らしく生きるために</td> </tr> <tr> <td>1 福祉サービスの充実</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 移動支援対策の推進</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 生活安定支援施策の充実</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 雇用と就労支援の強化</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">II. 人権尊重と社会参加を促進するために</td> </tr> <tr> <td>1 障がいへの理解と権利擁護の推進</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 コミュニケーション支援の充実</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 余暇活動の充実</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">III. 共生社会を実現させるために</td> </tr> <tr> <td>1 療育体制の充実</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 保育・医療・教育・福祉・労働等の連携支援の強化</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 多様な障がいへの支援</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 地域生活への移行支援</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 地域包括ケアシステムの充実</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">IV. 安心して生活するために</td> </tr> <tr> <td>1 福祉のまちづくりの推進</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 生活環境基盤整備の推進</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 保健・医療サービスの充実</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 防災・防犯対策の推進</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施策	関連するSDGsの目標	I. 社会的に自立し、自分らしく生きるために		1 福祉サービスの充実		2 移動支援対策の推進		3 生活安定支援施策の充実		4 雇用と就労支援の強化		II. 人権尊重と社会参加を促進するために		1 障がいへの理解と権利擁護の推進		2 コミュニケーション支援の充実		3 余暇活動の充実		III. 共生社会を実現させるために		1 療育体制の充実		2 保育・医療・教育・福祉・労働等の連携支援の強化		3 多様な障がいへの支援		4 地域生活への移行支援		5 地域包括ケアシステムの充実		IV. 安心して生活するために		1 福祉のまちづくりの推進		2 生活環境基盤整備の推進		3 保健・医療サービスの充実		4 防災・防犯対策の推進	
施策	関連するSDGsの目標																																																																																				
I. 社会的に自立し、自分らしく生きるために																																																																																					
1 福祉サービスの充実																																																																																					
2 移動支援対策の推進																																																																																					
3 生活安定支援施策の充実																																																																																					
4 雇用と就労支援の強化																																																																																					
II. 人権尊重と社会参加を促進するために																																																																																					
1 障がいへの理解と権利擁護の推進																																																																																					
2 コミュニケーション支援の充実																																																																																					
3 余暇活動の充実																																																																																					
III. 共生社会を実現させるために																																																																																					
1 療育体制の充実																																																																																					
2 保育・医療・教育・福祉・労働等の連携支援の強化																																																																																					
3 多様な障がいへの支援																																																																																					
4 地域生活への移行支援																																																																																					
5 地域包括ケアシステムの充実																																																																																					
IV. 安心して生活するために																																																																																					
1 福祉のまちづくりの推進																																																																																					
2 生活環境基盤整備の推進																																																																																					
3 保健・医療サービスの充実																																																																																					
4 防災・防犯対策の推進																																																																																					
施策	関連するSDGsの目標																																																																																				
I. 社会的に自立し、自分らしく生きるために																																																																																					
1 福祉サービスの充実																																																																																					
2 移動支援対策の推進																																																																																					
3 生活安定支援施策の充実																																																																																					
4 雇用と就労支援の強化																																																																																					
II. 人権尊重と社会参加を促進するために																																																																																					
1 障がいへの理解と権利擁護の推進																																																																																					
2 コミュニケーション支援の充実																																																																																					
3 余暇活動の充実																																																																																					
III. 共生社会を実現させるために																																																																																					
1 療育体制の充実																																																																																					
2 保育・医療・教育・福祉・労働等の連携支援の強化																																																																																					
3 多様な障がいへの支援																																																																																					
4 地域生活への移行支援																																																																																					
5 地域包括ケアシステムの充実																																																																																					
IV. 安心して生活するために																																																																																					
1 福祉のまちづくりの推進																																																																																					
2 生活環境基盤整備の推進																																																																																					
3 保健・医療サービスの充実																																																																																					
4 防災・防犯対策の推進																																																																																					

第3部 序章 第1節 計画の基本理念（第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）（P61～62）

修正後（新）	修正前（旧）
<p>国が定めた次の7つの基本理念に準じ、市における障がい者の状況等を踏まえて、その推進を図ります。</p> <p>1～7 （略）</p>	<p>国及び県の障がい福祉計画策定のための基本指針を踏まえ、この計画において次の7つを基本理念として、その推進を図ります。</p> <p>1～7 （略）</p>

第3部 第1章 第2節 地域における居場所・活動場所の確保 (P66)

修正後（新）	修正前（旧）
<p>(中略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(中略)</p> <p><u>3. 就労支援の充実</u></p> <p><u>サービス利用者のうち「平日の日中に収入を得る仕事をしていない人」(アンケート結果※8)は全体の約9割で、そのうち「今後の収入を得る仕事をしたい」(アンケート結果※6)と回答した方は全体の約6割を占めました。サービス未利用者のうち「平日の日中に収入を得る仕事をしていない人」は全体の約5割で、そのうち「今後の収入を得る仕事をしたい」と回答した方は全体の約5割を占めました。また、「今後利用したいサービス」(アンケート結果※9)については、簡単な仕事ができるサービス、働くための訓練が受けられるサービスと就労関係のサービスの希望が上位を占め、サービス利用者、未利用者ともに就労への意識の高さがうかがえます。</u></p> <p><u>また、「就労支援として何が必要か」(アンケート結果※10)の質問に対してサービス利用者、未利用者ともに「職場内で障がい者の理解があること」「障がいの状況に合わせて働き方が柔軟であること」と回答した方が全体の2割～3割を占めました。</u></p> <p><u>一般就労や福祉的就労は、生活リズム・社会性の確立、収入を得る事による自信獲得や生きがいがづくりなど、大きな役割を果たすことから、充実した支援の提供し、就労機会拡大のための環境整備が必要です。また、企業向けの障がいセミナー等を開催し障がいについての理解を深める取り組みや、同じ職場で長く働き続けられるための定着支援が課題です。</u></p> <p>グラフ (略)</p>

第3部 第3章 第1節 障がい福祉サービスの見込量及び確保方策 (P78～87)

修正後（新）	修正前（旧）
<p>1-1 訪問系サービス （中略） （2）第6期計画の見込量と確保方策 ア～イ （略） ウ．見込量の確保策 （ア）～（イ） （略） （ウ）現状やニーズの把握に努めるとともに、<u>個々の障がいの状態（種別・特性・程度等）や周囲の環境等に応じ、必要なサービスが適切に提供できるように努めます。</u> （エ） （略）</p> <p>1-2 日中活動系サービス （略）</p> <p>1-3 居住系サービス （略）</p> <p>1-4 相談支援 （略）</p>	<p>1-1 訪問系サービス （中略） （2）第6期計画の見込量と確保方策 ア～イ （略） ウ．見込量の確保策 （ア）～（イ） （略） （ウ）現状やニーズの把握に努め、必要なサービスが適切に提供できるように努めます。 （エ） （略）</p> <p>1-2 日中活動系サービス （略）</p> <p>1-3 居住系サービス （略）</p> <p>1-4 相談支援 （略）</p>